



# 島根県報

平成21年10月16日（金）

号外 第 180 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第78号）

## 1 規則の概要

## (1) 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正

ア 職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関は、当該職員の占めていた職の任命権を有する機関とすることとした。（第6条関係）

イ 退職手当の支給制限の処分を行うときに当該処分を受けるべき者に通知する書面等の様式を定めることとした。（第7条―第11条・様式第1号―様式第11号関係）

ウ 引用する条項の整理

エ その他規定の整備

## (2) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う次に掲げる規則の所要の改正

ア 退職手当支給細則

イ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

ウ 島根県事務決裁規則

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第78号

職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

**第1条** 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号中「第5条の4第6項」を「第6条第4項」に改める。

第5条第2項中「第11条」を「第11条第2項又は第3項」に改め、同条第3項中「第5条の4第1項」を「第6条第1項」に改める。

第5条の2中「第5条の4第1項」を「第6条第1項」に、「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に、「第9条の2に規定する」を「第9条の2各号に掲げる」に改める。

第5条の4を削り、第5条の5を第5条の4とする。

第6条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関）

**第6条** 条例第9条第2号本文の知事が別に定める機関は、職員の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）の任命権を有する機関（以下この条において「任命権を有する機関」という。）とする。ただし、任命権を有する機関がない場合にあつては、知事とする。

第6条の2を削る。

第7条を第13条とし、第6条の次に次の6条を加える。

（退職手当支給制限処分書の様式）

**第7条** 条例第10条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式及び条例第10条の3第1項（同項第1号又

は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第10条の3第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第2号のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

**第8条** 条例第10条の2第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 条例第10条の2第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第4号のとおりとする。

3 条例第10条の2第2項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第5号のとおりとする。

4 条例第10条の2第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第6号のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

**第9条** 条例第10条の4第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 条例第10条の4第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項又は条例第10条の5第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第8号のとおりとする。

(条例第10条の6第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

**第10条** 条例第10条の6第1項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第9号のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

**第11条** 条例第10条の6第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第10号のとおりとする。

2 条例第10条の6第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第10条第2項の書面の様式は、様式第11号のとおりとする。

(意見の聴取の手續)

**第12条** 条例第10条の3第4項、第10条の4第5項、第10条の5第3項又は第10条の6第8項の規定により島根県行政手續条例(平成7年島根県条例第24号)第3章第2節の規定を準用して行う条例第10条の3第3項又は第10条の4第4項(条例第10条の5第2項又は第10条の6第7項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の手續については、島根県聴聞手續規則(平成6年島根県規則第56号)の規定を準用する。この場合において、同規則中「知事」とあるのは、「退職手当管理機関」と読み替えるものとする。

附則第21項中「第9条」を「第1条の3第1項から第3項まで」に改める。

別表第2の次に次の11様式を加える。

様式第1号（第7条関係）

（表面）

## 退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条第1項（第10条の3第1項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（2）となります。）提起することができます（この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（3）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

## 備考

- 1 (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(3)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第5条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

## 様式第2号（第7条関係）

（表面）

## 退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条の3第1項（第2項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（2）となります。）提起することができます（この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（3）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

## 備考

- 1 (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(3)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第5条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

## 様式第3号（第8条関係）

（表面）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条の2第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。また、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（3）となります。）提起することができます（この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（4）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（4）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（4）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日） 年 月 日	（勤続期間）  年 月
（退職年月日） 年 月 日	

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円  ( 職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）であって、職員の退職手当に関する条例第10条の3第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日から6か月を経過した場合 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

## 備考

- (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(4)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。
- 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第5条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 様式第4号（第8条関係）

（表面）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条の2第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。また、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（3）となります。）提起することができます（この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（4）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（4）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（4）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日） 年 月 日	（勤続期間）  年 月
（退職年月日） 年 月 日	



## 様式第5号（第8条関係）

（表面）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条の2第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。また、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（3）となります。）提起することができます（この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（4）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（4）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（4）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日） 年 月 日	（勤続期間）  年 月
（退職年月日） 年 月 日	

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円  ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <p>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第10条の3第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</p> <p>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第10条の3第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</p>	

備考

- (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(4)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。
- 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第5条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 様式第6号（第8条関係）

（表面）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条の2第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。また、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（3）となります。）提起することができます（この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（4）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（4）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（4）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日） 年 月 日	（勤続期間）  年 月
（退職年月日） 年 月 日	

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円  ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第10条の3第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考

- (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(4)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。
- 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第5条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 様式第7号（第9条関係）

（表面）

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条の4第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（2）となります。）提起することができます（この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（3）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第10条の4第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(3)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。

## 様式第8号（第9条関係）

（表面）

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条の4第1項（第10条の5第1項）の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（2）となります。）提起することができます（この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（3）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（職員の退職手当に関する条例第10条の4第1項（第10条の5第1項）の規定により控除される失業者退職手当額）	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(職員の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(3)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

## 様式第9号（第10条関係）

（表面）

職員の退職手当に関する条例第10条の6第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第10条の6第1項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第10条の6第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

様式第10号（第11条関係）

（表面）

## 退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

職員の退職手当に関する条例第10条の6第1項（第2項）（第3項）の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（2）となります。）提起することができます（この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（3）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第10条の6第1項（第2項）（第3項）の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(職員の退職手当に関する条例第10条第1項及び第10条の6第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(3)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第11号（第11条関係）

（表面）

## 退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



職員の退職手当に関する条例第10条の6第4項（第5項）の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して（1）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、（2）となります。）提起することができます（この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の（1）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（1）に対する（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その（3）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その（3）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（職員の退職手当に関する条例第10条の6第4項（第5項）の規定により控除される失業者退職手当額）	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(職員の退職手当に関する条例第10条第1項及び第10条の6第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 (1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、(3)には裁決又は決定を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

(退職手当支給細則の一部改正)

**第2条** 退職手当支給細則(昭和29年島根県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の10まで」を「第4条の10」に改め、同条第6号中「第9条第1項第2号又は第3号」を「第1条の3第1項第2号又は第3号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部改正)

**第3条** 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の4第1項から第3項まで」を「第6条第1項から第3項まで」に改める。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

**第4条** 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務部の表人事課の項第6号を次のように改める。

<p>6 職員の給与に関する事務</p>	<p>(1) 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例(昭和30年島根県条例第23号)第3条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第15条の7第1項の規定により、特別職の職員等に対する期末手当の支給を一時差し止めること。</p> <p>(2) 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号。以下この号において「特別職退職手当条例」という。)第6条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号。以下この号において「退職手当条例」という。)第10条又は第10条の3の規定により、特別職の職員に対する退職手当の支給制限の処分をすること。</p> <p>(3) 特別職退職手当条例第6条の規定によりその例によることとされる退職手当条例第10条の2の規定により、特別職の職員に対する退職手当の支払を差し止める処分をすること。</p> <p>(4) 特別職退職手当条例第6条の規定によりその例によることとされる退職手当条例第10条の4又は第10条の5の規定により、特別職の職員に対する退職手当の返納を命ずる処分をすること。</p> <p>(5) 特別職退職手当条例第6条の規定によりその例によることとされる退職手当条例第10条の6の規定により、特別職の職員に対する退職手当に相当する額の納付を命ずる</p>	<p>(1) 職員の給与に関する条例第15条の8第2項の規定による勤勉手当の勤務成績率を決定すること。</p> <p>(2) 職員の給与に関する条例第15条の7第1項又は同条例第15条の8第6項において準用する同条例第15条の7第1項の規定により、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めること。</p> <p>(3) 退職手当条例第10条又は第10条の3の規定により、一般の退職手当等の支給制限の処分をすること。</p> <p>(4) 退職手当条例第10条の2の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分をすること。</p> <p>(5) 退職手当条例第10条の4又は第10条の5の規定により、一般の退職手当等の額の返納を命ずる処分をすること。</p> <p>(6) 退職手当条例第10条の6の規定により、一般の退職手当等の額に相当する額の納付を命ずる処分をすること。</p> <p>(7) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)第37条の3第2項の規定による給料月額の上正を行うこと(人事委員会の承認を求めることを含む。)</p>
----------------------	---	--

	処分をすること。	
--	----------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。